

文明開化と習俗のあいだ

— 地方議会の議論と役割に注目して —

湯川 文彦

はじめに

明治維新期は文明開化の時代ともいわれる。欧米諸国から多くの文物が渡来し、従来の文化に大きな影響を及ぼした。アメリカ人旅行者のロングフェローは明治五年、大名・公家の邸から「古い素晴らしいもの」が次々に売りに出される様子をみて「今やこの国では何でも西洋風にするのが流行」であると書き留めている。¹ 福沢諭吉らの著書や日々刊行される新聞、各所で披露される歌舞伎の新演目も、変革の時代を印象づける。その一方で、アメリカ人紀行作家で明治一七年に來日したシドモアはその著作に次のように記している。²

日本人ほど祝祭日を作るのが好きな国民はおりません。一二ヶ月すべて祝祭日の機会を設け、さらに昔は三百六十五日、祭りと記念行事が催されました。中国暦〔陰暦〕に載る重要な記念日のすべてが尊重され、さらに君主の誕生日に代わって命日が尊重されました。一方、宗教ごと、宗派ごと、社寺ごと、地方ごとにそれぞれ独自の祭礼日を持ち、どれも敬虔な事柄が起源となっています。毎晩さまざまな寺の境内や通りで提灯、松明が燃え、青空市場があふ

1 文明開化と習俗のあいだ

れるほどにぎわい、幸せそうに笑うおしゃべりな男、女、子供全員が祭りに溶け込みます。

シドモアが見たのは、人々がこれまで寺社や地域のもとで営んできた祭りの光景である。彼女は雛祭りや端午の節句の模様も生き生きと描いているが³、こうした祭りや節句は、政府による改暦や五節句の廃止にもかかわらず、人々の生活のなかに息づいていた。

これとは対照的に、先行研究では新政府による苛烈なまでの習俗への介入が描き出されてきた。この頃、新政府は改革事業を推進しており、税制を改め、議会を開き、学校を建て、警察を置き、裁判所や病院を開くなど、着手した開化事業は数知れない。そのなかで天皇制下の神社制度・祭祀の整理・再編が行われ⁴、従来の民俗信仰に支えられた旧慣には「野蛮」の烙印がおされた⁵。教部省政策の展開、神官僧侶ら教導職の活動を通じて習俗の矯正が試みられたが⁶、地方官もまた習俗矯正に余念がなかった。安丸良夫は、明治初年の山梨県庁の施策——講や淫祠、数多の小祭と群飲、盂蘭盆会、冠婚葬祭における過度の饗応などの禁止——を紹介し、これを「啓蒙的抑圧」と評した⁷。習俗への介入は旧幕藩制下にもみられたが、安丸は明治維新期にはこうした介入が「はるかに権威づけられた啓蒙や進取のプラスの価値として、人々に迫る」こととなり、習俗が否定的価値しか与えられないまま、開化政策が地域に浸透していったと捉えた⁸。また、宮地正人も政府の「文明開化強制政策」（散髪・廃刀の自由、裸体禁止など未開・野蛮な風俗を禁止する違式註違条例など）と静岡県庁・敦賀県庁による人民への散髪強制をとりあげて、これらを条約改正に向けた国内の欧米化志向が具体化されたものと評した⁹。

新政府、地方官がこうした習俗への介入を「文明開化」の名の下に推し進めようとしたことはたしかである。しかし、教部省政策についてはしばしばその挫折、限界が指摘されてきたように、新政府、地方官の意気込みが、そのまま結果を保証するものであったとはいえない。実際にシドモアが見ることができたように、様々な習俗が「文明開化」的介入を乗

り越えて近代社会に温存されていたことを念頭におけば、新政府、地方官の取り組みには限界があったといえる。また、従来のように官民対立構図を前提に、官製「文明開化」を一方的な強制にとらえ、地域社会と氷炭相容れざるものとみなすことにも問題がある。安丸は時間の経過とともに人々に「開明的諸政策とその諸理念が曖昧に受容されてしま」つたと推察するが、「文明開化」が人々によって徐々に受容され、理解されるものである点にも留意する必要がある。

では、こうした新政府、地方官の施策に対して、その実践を担うところの区戸長や、地域の代表として活動した地方議会の議員たちは、開化事業と習俗をどのような関係にあるものと理解して議論と実践を積み重ねたのだろうか。彼らは「文明開化」政策の理念と方法を新政府、地方官から伝えられる立場にあり、それを各地域で実践し、あるいは実地の事情をふまえて問題点を議論する立場にもあった。本稿では、彼らの認識と活動を検討することによって、「文明開化」的介入の実情を明らかにすることとする。

検討に際して注目するのは、明治維新时期に相次いで開設された地方議会における彼ら区戸長、議員の議論と地方議会の役割である。周知の通り、当該期の地方統治においては、府県庁の裁量権が大きく、府県庁の施策を各町村へ実践する立場にあった区の吏員についても相應の権限が与えられていた。そして、地方官たちは新政府の法令と地方の実情の双方に配慮した地方施策を求めて、府県・区単位の地方議会を開設した。この地方議会は、概ね区・町村施政の責任者として実権を有する区長・戸長を議員としており、議員たちは實際施行上の意見を議会に持ち寄り、議会決議事項^②施政方針をもとに府県・区・町村の施政を執った。したがって、地方議会の議論と役割は、府県・区内一般の施政方針とその課題について現場の視点から理解するうえで重要である。地方議会の役割について、先行研究では、行政へのフィードバック機能^①や私論の施政からの排除^③など、統治体制を支える側面が注目されてきたが、区戸長・議員たち自身がどのような施政認識を培い、いかなる実践を追求しようとしていたのかは明らかではない。そもそも明治初期の府県議会・区会の議事内容は、議事録の残存状況が概ね厳しいこともあり、いまだ不明な点が多い。とりわけ区会については、区内各町村の施政方

針を決定するうえで重要な役割を与えられていたにもかかわらず、ほとんど明らかにされていない。そこで、本稿ではとくに県議会・区会議事録の揃う千葉県の事例をもとに、府県会および区会における区戸長・議員たちの、開化事業と習俗をめぐる議論を検討することとする。

なお、後述するように、県官および区戸長、議員たちの議論を検討すると、「文明開化」的介入が先行研究のいうような単に独善的な習俗の矯正であるというのではなく、各地域に学校整備などの新規事業の資金的余力を生み出すという財政的意図をもってなされていたことが窺える。新規事業は人民にとって確実に負担増につながるために、人民によってしばしばその負担が忌避され、非難的ともなっていた。そうしたなかで、地方官が注目したのは、年中行事や冠婚葬祭にともなって費やされる村々の莫大な資金であった。本稿では、こうした地方財政的観点も組み込みつつ、地方議会の議論を検討する。

最後に、地方議会については府県議会・区会の開設がつづいた後、町村会が明治一二年頃から各地に開設され、明治一三年に法制化された。全国各地の地方官が展開した「文明開化」的介入が区戸長・議員を通じて受容されたとすれば、町村会はこうした「文明開化」的介入をどのように受けとめたのだろうか。渡辺隆喜は明治一二年の福島県内の町村会について、婚礼・葬祭・農業休暇などを話し合う寄合的性格の強いものだったと評する¹³。一方、藤田武夫は明治一三年の区町村会法制定にもなう町村会の制度化について、町村会が近世以来の「寄合」の発展形ではなく、神社祭祀費などを私的費用として町村費から排除し、府県会・区会の類型として成立したと指摘する¹⁴。しかし、寄合的性格の連続・非連続をはじめ、町村会の実態については史料制約ゆえに今なお不明な点が多く、府県・区単位で推進された開化事業と習俗への介入に対して、町村会が具体的に、また一般にどのような役割を果たしていたのかは、ともに全く明らかにされていない。そこで本稿では、今回、町村会開設当初の議事史料と県内一般の町村会実態調査史料の双方を発見することができた長崎県の事例から、町村会の役割について具体的に検討することとする。

以上の視角にもとづき、本稿では以下の二節を構成する。第一節では明治維新期の府県議会の実例として、千葉県議会（議事会）、大区会をとりあげ、県庁施策や地方財政問題をふまえつつ、両会における区戸長・公選議員たちの議論を具体的に検討し、政府・地方官の改革方針との関係、そして彼らの課題認識と取り組みを明らかにする。第二節では、町村会の基本的性質をおさえたうえで、長崎県における町村会運営関係史料を検討し、町村会の果たした役割を明らかにする。

一・文明開化と県議会・区会

（一）開化の費用負担

地方議会の導入は明治初期をつうじて全国的になされていくが、なかでも千葉県庁では早くから地方議会を開設し、公選制を導入するなど、地方議会活用を積極的に試みたこと¹⁵で知られる。また、明治初期、とくに府県会開設以前の地方議会については、議事録の残存状況が区々だが、県議会と区会は相互に連関するものであり、両議会の包括的な分析が望ましい。千葉県では県議会・大区会のまとまった議事録が遺されている点で注目に値する。

千葉県は明治六年六月の木更津・印旛両県合併によって成立し、両県権令を務めていた柴原和が千葉県令に就任した。柴原の議会に対する関心は高く、木更津県において明治五年七月、各町村の「惣代」を選挙する方法を通達し、選ばれた惣代よりさらに選挙を以て「代議人」を選出した。柴原が県議会を開こうとした動機は「官卜民卜ノ情意相通ゼサル」たれに行き違いが生じる問題の解決にあつた。¹⁶すなわち、官が「民益」になると考えた施策が民に「損害」と受けとめられる事態を回避するには、官民間で話し合う場が必要であるという。とはいえ県民「五拾余万人」に意見を問えばまとまらないため、公選によって議員を選出し、議会を開設したのである。こうした事情から、参集した議員たちに対して、柴原が与えた議題はいずれも啓蒙的であり、訓戒的であつた。以下、具体的に議題をみていこう。¹⁷

第一議問では、旧来の町村用掛以下村役人を全廃し、その役割を戸長に帰する旨を告げて、各町村の経済事情を考慮した戸長配置が必要であるとして「其事務ノ繁簡ト費用ノ多寡トヲ斟酌計較」した適切な方法を求めた（第六議問では区長給料の負担方法について意見を求めた）。旧職の全廃と戸長の新置は、政府の法令に則した措置で（明治五年四月九日、太政官第一一七号）、その現実的な方法を求めたものといえる。第二議問では道路橋梁の保全に気を払わない庶民について「今文明開化ノ時ニ際シ、尤可慚ノ一ニアラズヤ」と諫め、各国・郡・村について負担に耐え得る方法を求めた（第四議問では東海道助郷延滞金の償却について実現可能な方法を求めた）。これもやはり政府の法令に対応した措置である（明治五年一〇月二八日、太政官第三二五号）。第三議問では小学校設立の趣旨を弁えず費用負担を忌避する人民にふれて「夫レ教育ノ儀ハ施政ノ急務、一日モ忽ニスベカラザルモノ」であると強調して、速やかな小学校建設を可能にする方法を求めた（第五議問では、官費補助をうける小学校を官立と称する旨を告げ、理解を求めた）。これは明治五年学制に対応した措置である。無号議問では渇水による不作を防ぐため、西洋式ポンプの購入、運用が必要であるとしつつ、「夫御維新前各藩々諸給々領地犬牙錯綜支障抵牾アルトハ天地遙庭ニテ、今ヤ一朝廷ノ下、一管轄ノ地ナレバ、人民一統災害相救相扶クルノ意ヲ以テ互ニ協心同力今一層勉勵コレアリ度事」と新政府下の統治に移った意義を説いてポンプの「莫大」な費用を各村の負担によって賄う方法を求めた。ポンプの導入は明治五年に東京府で試みられており、木更津県でもその活用を模索したものとみられる。第七議問では邏卒配置にふれて、取締強化により犯罪の予防とともに「風俗ヲ厚クシ、人心ヲ安ンゼザル可カラズ」と強調し、邏卒はこれまで村々で雇われてきた「番人」よりも「其効遙ニ著シキモノ」であるとして人民による費用負担を求めた。これについて柴原は「立県以来、育兒〔取締〕ノ挙アリ、学校ノ設アリ、戸籍ノ編製アリ、地券ノ調査アリ、人民ノ費用モ亦夥シ。今又邏卒ノ給料ヲ課セバ、民必曰ハン、県官ノ収斂亦甚ダシ、未ダ以テ已ム可カラザルカト」と述べて、すでに諸事業に人民負担を求めてきたうえにさらなる負担を求めれば、人民は県官の「収斂」であると歎くだろうと見通す。それでも柴原は県官の「収斂」を否定し、それぞれの事業の目的は人民の利益に

あり、その費用は人民自身が負担すべきものであると強調している。

このように、柴原は一連の議題を通じて、政府の改革事業の趣旨を確認しつつ、議員たちに対してその実施方法、とくに費用負担方法を取りまとめるよう求めた。ただ、議員たちは政府方針に同意を表明しつつも、ただちに実施可能と思われる方法を提起することはほとんどなく、あくまで今後の課題とするにとどめた。柴原も県議会が期待したほどの効果を挙げなかったと認めており、議員たちは議事に不慣れで議会は「一ノ集会談話場タルニ過」ぎない有様だったとのちに振り返っている（『県治実践録』明治一〇年¹⁹）。ただ、こうした議員たちの反応は、単に議事に不慣れということだけが原因ではない。たとえばポンプ購入の件で、議員たちがまずは一台ポンプを購入してその「功用ヲ経験」したいと述べたように、政府・地方官の説く民益は未知数であり、彼らにとって効果を想像できない施策に対して莫大な費用負担の方法を提起することは困難であった。

柴原の啓蒙的、訓戒的な諮問は、当時としては奇異というよりも平凡である。たとえば、明治元年以来地方施政に携わってきた山梨県権令・藤村紫朗は明治六年、廃藩置県に伴う全国的な県庁設立の意義にふれて次のように県吏たちに伝えている。²⁰

県庁ハ管内人民ノ公会スル所ニシテ一ノ民政所、県吏ハ管内人民ノ代理事者ニシテ、乃チ政府ノ為ニ人民アルニ非ズ、人民ノ為ニ政府アリト謂フ可キ乎。然レバ県庁百般ノ事、此意ニ基キ毫モ威權束縛ヲ以テ自由ヲ妨グル事ナク、其權利ヲ保護シ、公益ヲ計リ、開化ノ美域ニ誘導スルヲ勉ムベシ。

旧体制解体後において、県庁は人民のための施政を行い、人民の「自由」「権利」を保障しつつ、「公益」を図り、「開化」へと誘導することに努めるべきであるという。しかし、この開化の事業には財源が欠けていた。明治六年二月、柴原は大蔵省地方官会同に際して提起した意見書において、この問題に言及している。²¹すなわち、現在展開されている諸政策は「各省先ヲ争ヒ布達シ、其成功ヲ地方ニ責ム」るものであり「正副戸長其繁ニ堪ヘズ、村里庶民其費ニ堪ヘズ」。した

かつて「有限些少ノ県官ヲ以テ各省無限ノ求需ニ応ズ、一朝ニシテ百事不舉ルハ弁ヲ埃タザル所ナリ」と。柴原は各省の政策が地方の実情を把握することなく展開され、県官および戸長、庶民の負担過剰を招き、政策の実効性もまた挙がらない状態になったと指摘する。そこで、柴原は一方では各地方施政に長けた者からなる諮問機関「府県寮」を設置するよう政府に求め、他方では県議會を開設して議員たちの施政理解と現実的方策の提起に期待を寄せたのである。もともと、柴原が県議會の意見提起のみをあてにしていたわけではない。柴原自身「村里庶民其費ニ堪ヘズ」と認める状況で、県庁としてはどのようにして諸事業の費用を捻出しようとしたのだろうか。

(二) 出費の啓蒙

県庁が注目したのは、人民の日頃の出費であった。明治五年五月の県庁達では、身体健康にして労働を放棄している者に対する「施シ」を、経済的自立を妨げる「咎」、「不仁不慈ノ事」と批判し、「自今以後ハ右等ノモノ軒下等へ宿ラセ候ハ勿論、一飯タリトモ施シ與フ可ラズ」と厳命した⁽²⁾。さらに、明治五年七月二三日の県庁達では、日頃の出費について見直しを要求している。

房州ノ儀ハ是迄毎丑年二三十三所ノ観音、毎申年二百八所ノ地藏ヲ開帳シ、其日数中攝待ト称シ到処酒食ヲ饗シ甚シキハ強テ相侷メ其冗費不少而已ナラズ、職(職)ヲ怠リ業ヲ廢シ各所ヲ巡拝シ、其間種々ノ弊風相生ジ候趣、右ハ施ヲ以テ善根ヲ殖ルノ大ナル者トシ未来ノ安楽ヲ得ルノ浮説ニ惑溺シ仕来リ候事ニ有之哉ヘドモ、大二政教ニ差支リ以ノ外ノ事ニ候。今般育子ノ法ヲ設ケ墮胎問引ノ悪風ヲ禁ジ、貧民ヘハ夫々手当致シ遣シ候折柄、富有有志ノ輩、猶又右ノ趣意ヲ体認シ、徒ニ路人ノ口腹ヲ飽カシムル酒食費ニ換ヘテ墮胎等許多ノ赤子ヲ救育スレバ其積善豈酒食施與ノ比ナランヤ。加之戸籍入費ノ儀相違候処、苦情申出候村モ有之、右様攝待饗応等無用ノ費ニ驕リ、土地人民ノ公用ニ吝ナルハ心得違ノ儀ニ付、嚴重相禁ジ候条、戸長副等ハ別シテ厚相心得、小前末々迄無洩可申達事。

ここで柴原が問題にしているのは、県一帯にみられる地藏祭などの民間信仰とそれに付帯している酒食の施しである。柴原は人々に酒食を振る舞うことを善行とする見方を否定し、「無用」の「冗費」をかさねる行為として厳しく批判した。留意したいのは、この酒食費を削って「墮胎等許多ノ赤子ヲ救育」する費用に充てることを促している点である。墮胎・間引きの禁止と育児支援は県の施策の一つである。柴原は酒食の施しを「野蛮」の所業として村費から削ることにより、それを「文明」の事業に振りあてることを想定していた。なお、このような「冗費」節減を求める施策は、ほかにもみられる。県庁では「売卜陰陽師」や冠婚葬祭の費用、正月に配られる「年玉」や「鬪鶏」「鬪犬」といった賭け事にいたるまで弊習・冗費とみなして、その廃止・節制を通過している。その一方で、県庁が村々の費用負担を期待していたのが、前項にみた学校、道路橋梁、消防、警察などの諸事業であった。「開化」の論理を用いて旧費用の節減と新費用の負担を表裏一体で進行させようとしていたのである。

以上のように、県庁の施策は、新政府より到来する開化の諸政策を管下に伝えるだけでなく、その元手となるべき資金の欠乏ゆえに、村々に開化の時代にふさわしいお金の使い方を啓蒙するという形で展開された。では、一連の施策について、議員たちはどのように受けとめたのだろうか。次項では明治七年の千葉県議会の議論を検討することとする。

(三) 県庁施策の受容

千葉県庁は明治七年八月・一二月に県議会（議事会）を開催した。この議会では、公選議員（外議員）に加え、県庁官員が務める官選議員（内議員）が参席し、互いに意見を交わした。柴原はこの議会形態について「官民協同会議」と語っており、²³ 県庁の施政方針を議員へ伝える役割を保持しつつ、官民協議をより追究した形となった。では、外議員たちは懸案の地方費についてどのような意見を提起したのか。以下、各議案について具体的に検討する。²⁴ まず「旧弊ヲ除キ開化ヲ進ムルノ議」（第二〇号議案）は、県庁のいう旧弊払拭、開化推進を村々で徹底しようというものである。

斯二旧弊ヲ除カザルモノアリ。試ニ其目ヲ挙ン。愚痴翁媪ノ念仏講ヲ主張スルナリ。富士羽黒ノ両講者白衣ヲ着ケ鈴鐸ヲ振テ徘徊シ歳々カノ山ニ参詣シ多少ノ路費ヲ散ズルナリ。年首歳末ノ餽遺ヲ禁ズルモノヲ守ラザルモノアルナリ。各村小社ノ祭ニ連日集醮スルナリ。道路ノ掃除、橋梁ノ修繕ニ意ヲ用ヒザルナリ。婚葬ノ冗費ヲ節セザルナリ。旧曆ヲ奉テ窃ニ神仏ノ祭祀ヲナシ、五節句ヲ祝スルモノアルナリ。盆会魂祭等ノ如キハ七月ヨリ八月九月マデ各村各自ニシテ、中ニハ之ヲ再ビ三タビモ執行スルモノアルナリ。村社ノ祭日裸体ニシテ神輿ヲ舁クナリ。若イ者理窟ト唱ヘ時トシテ党ヲ結テ暴行アルナリ。糞桶ヲ荷フ者数人連行シ往來ノ人ヲ妨グル事アルナリ。農商ノ少年等、角觥戯劇ノ技ヲ演習スル者アルナリ。路上ニ大声シテ放歌スルモノアルナリ。至窮ノ小民、屋漏リ垣頽ル、モ四隣之ヲ顧ミザルモノアルナリ。狐下ゲ巫ト〔申〕者ノ妄言ヲ信ズル者アルナリ。

蓋シ此等ノ条件ニ就テハ既ニ官ノ禁令モアリ、告諭モアリ。然ルニ依然旧ニ仍ルハ、カノ御旨趣ノ未ダ達セザル歟、将タ達スルモ之ヲ奉戴セザルカ。如何シテ此弊ヲ芟除スベキヤ。

念仏講、富士講、羽黒講の活動は、信仰と出費が密接に結びついており、年末の贈答（餽遺）、各村神社の祭り、婚葬儀や五節句、盆会、魂祭も年中行事として人々に馴染みのあるもので、それぞれ出費を伴っていた。建議者は直接出費と関係のない裸体での神輿担ぎや「角觥戯劇」の稽古など、旧来の風習を「旧弊」として包括的に批判しつつ、そのなかで「冗費」の削減を求め、併せて道路橋梁修繕、貧民救済など開化の支出が等閑に付されていると指摘している。したがって、これは県庁の施策をうけてその徹底を求めるものといえる。

興味深いのは、外議員たちが「旧弊」打破の方策として——県庁が県議会に注目したように——小区会の開設を挙げたことである。彼らは区戸長を兼ねる立場から「抑人民ノ頑ヲ化シテ順ト為シ、懶ヲ起シテ勤ト為スハ区長戸長即我輩ノ責任ナリ」と述べて、開化の事業を実地で展開する責任を自認したが、これは県庁の自己認識と類似している。そして、彼らは区戸長がそれぞれ対応するだけでは効果があがらないとして、地域の実情を「悉ク相議」したうえで対応する必要がある

あるという。すなわち、小区を単位とする「会議」を開いて適切な方法を定め「カノ禁令ト告諭ノアル所ヲ挙テ各村ノ人民ニ反覆説諭シ以テ每人ヨリ之ヲ遵守、之ヲ奉戴スベキノ承知印証ヲトル迄ニ至ラバ、或ハ旧習ヲ除キ且開明ニ進ムノ端ヲ啓カン」と。外議員たちが「開化」の先導、出費の啓蒙、地方議会の活用という県庁の手法を参考に、それと相似形をなす小区単位の実践を志向していたことが窺える。

また、より小規模な議会、すなわち町村会を開設する案も提起されている。「各村町議会ヲ興スノ議」(第三七号議案)では、次のように述べられている。

夫レ各村町人民ノ景況ヲ熟視スルニ、学校道路橋梁水利ノ費用等ハ勿論、其他都テ民費多端ノ際ヲモ之ヲ堪へ、尚ホ資金ヲ出シテ維持振起スルノ勢アリ。然リト雖モ又是ヲ妨害スルモノアリ。如何トナレバ各村町ノ人民都テ事ヲ議スルニ則ナシ。則ナケレバ人民其議ヲ十二八九ハ可ト思慮スルトモ只一二ノ奸暴論者ノ為メ压倒セラレ、良議ヲ廃止スル寡シトセズ。是全ク則ナキガ故ナリ。依之各村町ニ議會ヲ興シ、其規則ヲ編製シ、之ヲ実地ニ施行スレバ、吾千葉県下百万ノ生靈腦力上ノ智識ヲ開キ、万緒之ヨリ興立セント存候。

ここで建議者は「学校道路橋梁水利ノ費用」負担を町村内で合意しようとしたとき、多くの村民が同意したとしてもこれに異を唱える者がいた場合、その異論に「压倒」されて実施できない問題があると認める。それは「事ヲ議スルニ則ナシ」という現状によるものであり、町村会として「則」を与えれば、少数の異論にかかわらず開化の事業を実施できるという。ここでは、町村会開設の理由を開化事業の推進に求め、議会制導入によって異論を排除できると捉えていることに特徴が認められる。

もつとも、議場では「今日民間ノ景況、議ノ何物タルヲ知ラザルモノ蓋シ十二八九ニ居ル。コレヲ行ハントスルハ尚ホ早シ」(中山三郎・外議員)との意見をうけて、多くの外議員がこれに賛同しており、議会運営の経験不足からいまだこうした手法は開化推進の要具としないと考えられた。県議会の相似形としての小区会・町村会の導入にかわり、彼らが

採用したのは、政府・県庁の法令規則を読みやすくし、各人民に丁寧に読み聞かせることであつた。すなわち、他三案合同の協議案（第二二号）によれば、一月に二、三度各戸主を集めて「区内役員」（戸長、用掛等）が法令規則を読み聞かせ、難解の熟語は「俗語」を以て解釈する。また戸長らが事務繁忙の場合は、日曜日に小学校教員に読み聞かせを「代務」させる。あるいは、毎村配達する法令規則書について、文字の「右傍」に「読み仮名」を付し、「左傍」にその意味を説明する「訓訳」を添えて「刷版」する、と。この読み仮名、訓訳（いわゆる左訓）を配する手法も、各府県庁がそれまで取り組んできたものであり、彼らはこの手法を各区町村にまで徹底することにした。議会機能に注目しながら、その運用の難しさゆえに、まず彼らにとって現実的と思われる方法から着手することにしたものといえる。

（四）開化と習俗のあいだ

外議員たちは県庁の施策から学び取つたことを区規模で実践しようとした。ただ、それは単なる引き写しにとどまらない。県議会ではより具体的な提案も試みている。

「墓石ノ制ヲ定ムル議」（第二八号）では、墓石にかかる多額の費用を節儉の対象として「墓石一座」費用の上限を一円とする案を提起している。すなわち、家屋の防火対策や護岸工事のため石材が必要となつて今、貴重石材を「最長用ノ長物ニ付」しているのが墓石である。近年、墓石を大きくする傾向があり、石価も高騰して「一小墓」をつくるにも二、三円を費やし、甚だしきは百円も費やしている。故人への「情」を尽くすには墓石を大きくする必要はなく、墓石一座の値段を一円以下と定めれば「一年必ず数万円ノ費金ヲ減ジ、且天下有用ノ石ヲ剩スモノ亦幾許ゾヤ。豈ニ一挙兩得ノ策ニアラズヤ」と。葬儀費の節減という県庁の施策をふまえて墓石の小規模化を提案したわけだが、これは反対二九名（賛成一名）の圧倒的多数により否決されている。反対意見によれば、墓石の小規模化は風雪に対する耐久度を下げろうえ、「孝子ノ情」に悖り、「本議ノ如キハ子タルモノヲシテ孝ナラザラシメ、厚ヲ殺テ薄キニ従ガハシメントスルナリ」と

いう。ここでは墓石の小規模化が費用節減になるとしても、子の親への「孝」という従来の道徳観に抵触するものとして批判されていることがわかる。

「淫祀ヲ禁ズルノ議」(第三二号)は第八大区二小区の戸長・副戸長による連名建議である。同案によれば、政府の定めた村社・郷社の「定制」があるにもかかわらず、各町村にはそれにもとづかない祭祀が多数存在している。各町村ではそれぞれに伝わる祭祀があり、人民は一年のうち祭りのために「業ヲ廃シテ群飲游決スル者數十回」にのほり、神輿をかつて「美麗」の観を呈しているが、そのための浪費(「花費」)が巨額にのぼっている。したがって、村社の祭り以外は一切これを廃止し、「一般令ヲ下シ、一村ノ中村社一二限り、其余百淫祀一切ニ是ヲ廃シテ以テ村社ノ境上ニ合一セン」。空いた土地は「公有地」として竹木あれば伐採して「道路橋梁ノ修繕ニ供」し、地所は開墾して「学校教育材ノ用度ヲ補」うこととする。これにより「無謂ノ冗費ヲ節減シテ当務ノ急費ヲ助ケ、野蠻ノ弊習ヲ一洗シテ、洋々タル文教ノ大ニシテ且ツ明ナルヲ知ラシメン」とする。この提案は、政府による神社制度の整理を援用して土着の祭祀を「淫祀」と批判し、その費用を削減するとともに学校費用に充当するものである。これに対しては、神輿担ぎが「争鬪」のもとであり、その修繕費も嵩んでいるとして賛成する意見(田中七郎・外議員)もあったが、根本的な問題として「之ヲ俄ニ行ハバ人心ニ開スル浅々ナラズ」「方今人民未ダ開明ニ至ラズ。人自ラ開明ニ進ムニ及テハ無用物ハ実ニ無用物タルヲ知ルニ至ル。此時ニ当テハ人ノ誘導ヲ待タザルベシ。今ハ然ラズ」(田邊貞吉・内議員)というように、無闇に習俗に干渉し開化を強制すれば、かえって人心の動揺を引き起こすとして、人民の意識が変わるまで介入すべきではないとする声も挙がった。結局、同案の審議は賛否両論のまま議長の判断で先送りとなったが、この場合は議決に至らなかつたこと自体に意味がある。すなわち、議長を務めた柴原、および県庁官員たちにとって、開化への先導と「冗費」削減は望むところだが、人心の動揺を広げかねない方法には慎重にならざるを得なかつたといえる。

一方、政府が人民生活への介入を回避した場合でも、県官・区戸長たちが何らかの介入を求めることもあった。「神官

給料ノ議」(第三三号)は政府が神官給料の人民負担義務を解除したことに對する議案で、建議者は内議員の武内維積だが、審議では外議員の発言も相次いだ。同案によれば、政府の法令(明治六年二月二二日、太政官第六七号)により従来神官の給料を人民負担(民費)としてきたのを取り止め、今後は「人民ノ信仰ニ任セ適宜給与」することとなつたが、これにより「人民ヨリ給与スル者無ク」ほとんど無給の神官も生まれて辞職を願ひ出る有様である。しかし県官が人民に對して神官給料を支払うように命ずれば政府の法令に牴觸し、県官が働きかけなければ神官の無給が続いて辞職が避けられない。現在「民費多端」のなかで人民に神官給料の支払いまで求めるのは「実ニ堪ヘザルベシ」といへども、「今ニシテ之方法ヲ立ズンバ、奉職スルモノナカルベシ」として、区戸長が人民と「熟議」して「各自応分出金ノ額ヲ申出サセ」るなどの手法を設けたい、とする。この議案に各議員の意見をふまえた協議案(第四四号)によれば、各議員は「太政官御達旨ニ基キ給与スベキカラザルノ議有之ト雖、十二八九ハ給与スベキノ案」に賛同しており、各村「大会議」を開いて人民と「熟議」し、給与額を定めるとともに、神官にふさわしい人物を「投票公選」することとした。この協議案に對して、議場では法令の意図に反して神官給料を工面することは不適切で、信仰を支えられない神官は「神明ヲ瀆ス」ものであるから、神官辞職を認めて神社の統廃合を行えばよいとの意見(藤田九万・内議員)が出され、外議員にも賛同する者があつた。これに對して、鋤柄直幹(外議員)は、区内の実情をふまえて次のように指摘する。太政官第六七号はそもそも實際には「行ハレテハ居ラヌ事」であり、これまで区戸長らが神官給料を取り立てて回つており「今日神官ノ給料ハ其實信仰シテ出スモノナシ」。現状では各村の「人望アルモノ」は神官にはならず、他村の神官を兼ねる者がいるくらいで、村民はこの神官を「他視スルノ勢」にある。しかし、人民「教導」のため、また「年中祭祀」を維持するために神官を「見捨テ兼ル情」もあり、「神葬祭」を行う者にしても神官不在では差し支える。したがつて、神官給料については「区内ニテ世話スベキ義務」を認め、各小区単位で「人望アル者」を選挙して神官とし、人民が自然に給与を負担する状況をつくる必要がある、と。この議案も結局、賛否両論のまま先送りとなつたが、鋤柄がいうように、神官の地域にお

る役割を考慮すれば、それが人民にとつて望まない負担であつたとしても「義務」とせざるを得なかつた。

神官給料は一見すると開化とは無縁にみえる。しかし、太政官第六七号が定められた理由は、神官給料の民費負担はただでさえ多くの費用を負担している人民の苦情を惹起すると地方官たちが政府に訴え、大蔵省も「頓ニ開化ニ遷ルノ人民、民力苦難ノ際、可成繁ヲ去リ民物ヲ蕃殖為致度」と同調したことであつた。²⁶⁾つまり開化の費用負担を保持したまま、人民の負担過重を回避するために、神官給料の民費負担が解除されたのである。ただし、この解除に対して、島惟精(岩手県権令)が神官給料に差し支えていることを訴えると、明治六年四月には教部省、政府とも地方適宜の措置を認めた。²⁷⁾したがつて、先の神官給料をめぐる議論は、人民の信仰による適宜負担という正則と負担を支える地域的措置という変則が併存するなかで、開化の費用からは漏れ、節減対象とされた神官給料の処遇が焦点化されたものといえる。

また、納税・公費負担の公平化を求める意見もみられた。「脚夫給錢ヲ平等ニスルノ議案」(第四号)では、政府より膨大な法令が押し寄せている今、法令書を選ぶ脚夫の費用(「脚錢」)が嵩んでいるとして、公平負担の必要性を訴える。つまり、同じ法令書を選ぶのに県庁最寄りの村ではわずか三錢五厘で済むのに対し、一〇里外の遠地では「毎々ソノ十倍」を負担することになる。彼らは「コノ官事ヲ奉ズル、固ヨリ一般ニシテ、其民費ノ如キハ却テ如斯軽重ヲナス、豈之ヲ不公平ト謂ザルベケンヤ」として、「謹デソノ脚錢平等ヲ得ルノ方法」を求めた。あるいは「貢米代納価格公平ヲ要スルノ議按」(第一〇号)では、米価平均による租税貢納という現行方式では、土地により有利・不利が顕れて「小民ノ苦情ヲ訴フル所」となっているとし、大区単位の平均であれば「地方数里ニ過ギズ、地形ノ便否、土味ノ厚薄モ亦大ニ異ナラズ」と訴えた。前者の議案は審議未了で先送りとなり、後者の議案は地方官権限を超えるものとして参考意見として聴取されるにとどまつたが、ともに納税・公費負担の公平性を追求するものであつた。こうした意見の背景には、政府が地租改正事業を通じて公平負担を謳ってきたことがある。地租改正法上論(明治六年七月二八日布告)では、旧来の租税負担法が統一されておらず「寛苛輕重率ネ其平ヲ得ズ」、地租改正事業によりこれを「公平画一」に改めると強調した。²⁸⁾地租

改正は全国各町村にかかわる大事業であり、また折に触れて税・公費負担の公平化が政府・府県庁によって唱えられたことから、外議員たちもこの理念を自らの地域の問題に適用して論じたものとみられる。

最後に「省費ノ議」(第五四号)では、旧慣の「冗費」削減と開化の費用供出を各町村に促すよう、より丁寧な県庁の通達・告諭を求めるものである。同案ではその理由を次のように説く。

方今開化ノ機ニ臨ミ、頑陋ノ旧習ヲ脱シ文明ノ域ニ進歩スルノ階梯ハ学校ノ設ケ専務ノ処、民費多端ノ折柄、深キ御配慮ニテ出県入費省減ノ為メ既ニ扱所等モ設ケラレ候次第、此上一際各自節儉ヲ旨トシ婚姻葬祭神社祭礼等ヲ始メ精々冗費ヲ去リ学校募金ニ充テ候様ナサレタキトノ厚キ御旨趣、今般令公御巡回御懇諭有之候上ハ、毎戸遵奉御旨趣徹底候様、正副戸長ヨリ勉勵説諭候ハ勿論ニ候へ共、冠婚葬祭等俄ニ節儉候テハ吝嗇ノ為メト人ニ思ハレ、又ハ先前誰ニハ招カレ候ヲ今度不招候テハ義理面目ニ拘ルナド、兎角因襲ノ弊ニ蔽ハレ実地御旨趣貫徹ノ程如何ト痛心ノ至ニ候。

県庁はこれまで「冗費」の削減を求めて区戸長へ通達文・告諭を発し、柴原も自ら管内巡回を実施して説諭し、学校費負担を促した。こうした働きかけにもかかわらず、人民は冠婚葬祭などの費用を切り詰めれば周囲から出し惜しみ(「吝嗇」と受け取られ、あるいは「義理」を果たせず「面目」を潰してしまふと懸念して、依然費用節減に動こうとしないという。つまり、ここでは旧慣の諸費用が地域の間関係(義理・面目)を支えるものであったため、少々の説諭では節減できない状況だったことが窺える。柴原議長は、これは学校費の問題に限らず諸費用一般にいえることであるとして同議案を歓迎したが、議案の趣旨からすれば、むしろ旧慣の費用節減が如何に困難であるかを吐露するものであったといえる。

以上のように、公選議員たちの意見をみると、彼らがまず政府・県庁の施策を積極的に受容してその理念や手法を様々な地域問題へと適用したことが窺える。旧費用の節減と新費用の負担、公平負担の追求など、その理念は政府・県庁のそ

れと綺麗な一致をみせる。墓石の小規模化、祭りの酒食費、冠婚葬礼費の節減などはその理念を地域問題に照らして具体化したものである。しかし一方で、彼らはこうした取り組みが地域社会の価値観や慣行に馴染まない問題にも自覚的であった。すなわち、「孝」を重視する道德観、互いにもてなす人付き合い、人心への影響、村内における神官の重要性など、様々な点で彼らは強引な改革に乗り出すことの無理を認め、慎重な対応を促していた。彼らは政府・県庁の開化政策を受容しつつも、それが地域社会の安定性を損ねないように配慮しようとしていたのである。では、こうした県議会の議論を経て、彼ら議員は各区でどのような取り組みを始めたのだろうか。次項では大区会の議論を検討することとする。

(五) 習俗への介入とその限界

明治七年一二月、柴原は県議会の意見をふまえて、改めて民費負担に関する告諭書を通達した。第七大区ではこれに応えて、告諭文を人民一般に読み聞かせたうえで同意を取りつけ、その実践を誓約した「条約書」を明治八年三月、県庁に提出した。そして、明治九年五月に開かれた第七大区会では、「条約書」を「協議改訂」したうえで告諭書・「条約書」を五戸毎に一部ずつ印刷配布するという議案が提出された。建議者たちは「今や多衆ノ人民、日月ノ久シキ弛慢ノ患ヒ無キニアラズ」として以前一度読み聞かせた趣旨が風化しないよう再伝達する必要があるとしつつ、人民は「漸々開明ノ地位ニ進歩シ、随テ開化ノ境ニ進ム」状況にあるとして現状に合わせた「条約書」の改訂を求めた。²⁹⁾

柴原の告諭書は、戸籍編製・地券調査・地租改正・道路橋梁修繕・学校設立・徴兵召募・警察整備などは「人民保護ノ為メ御施行」される事業であるとして、その費用は人民の負担であると強調する一方、旧慣の諸費用を「冗費」として削減するよう説いている。³⁰⁾ すなわち、子どもが生まれれば「宮参り」「名広メ」「髪置袴着紐解」があり、五節句は廃したはずが「雛幟」がみられる。こうした行事は子どもの前途を祝しその幸福を願うものであるとはいえ、子どもの幸福を願うならば「学校」においてその「知識ヲ開」くことに消費すべきである。女兒の祝いにかこつけて隣人親戚をあつめて「数

日盛宴」を開き飲食に費用を費やすのは慎むべきである。葬儀に大勢の人を集め、「供養」と称して「飲食ヲ施」すなど「無用ノ冗費」をかけることは「条理」にも反する。婚礼に華美を競い、郷村社の神事に「新装」を以てし、数戸の人々が連れ立って「富士山湯殿山ノ旅詣フデ」に赴き、「施餓鬼盆踊或ハ臨時ノ角力芝居興行又ハ歳末ニ贈遺等」の費用は実に夥しく、有害無益である。この習慣を改めようと数名の有志が動いても、大多数の人々がこれを非難し、容易に実行されない状態にあるため、各町村人民に「篤ク説示」してそれぞれ費用節減の見込みを立て「条約」を結ぶことを求める。これにより「断然積年ノ弊習ヲ洗除シ、無用ノ冗費ヲ減省」することにより、「勿論人民ノ義務」であるところの公費負担を実現するよう努めること、と。「条約書」の改訂は審議の末、原文の通り承認されたが、彼らが改訂を試みることに同意したのは「条約書」の文面が区戸長の手によるもので、議会の衆議を経ていなかったことによる（関五郎右衛門発言³¹）。議会の衆議を経ることにより、「条約書」に一層の重みを持たせようとしていたことが窺える。

もつとも、前項にみたように、人民の価値観や地域の慣行を県庁・議会の力に依頼して塗り替えようとすることは困難であった。そのため、同大区会では近世法の再構築——すなわち、県庁諮問による「組合規則」の協議にも乗り出している。柴原は「彼ノ葬式又ハ袴着紐解等ノ祝ニ近隣縦飲放食シテ其主ニ莫大ノ浪費ヲ消耗セシムル」問題の原因として「邑里伍組ノ遺法」の廃止により、「隣保協和人生共存スルノ道」が失われて他の損害を顧みない行動が横行したと捉え、「彼ノ伍組ノ法」をもとに「組合規則」を定めるとしている³²。県議会においても外議員より「伍組」の再興は提案されていたが、柴原はこうした意見をふまえつつ、「冗費」削減の方策としてこれを活用しようとしていた。議場では諮問案が承認されており、現状打開の術が模索されていたことがわかる。これは、県庁がそれまで構築してきた新制度や文明開化的働きかけ——すなわち、「上」からの改革の限界を認めていたことを示すとともに、その目的の一端である節儉を果たすために、県庁および議員たちが、地域社会への規制と調和に高い経験値を有する近世法に注目していたことを表している。とはいえ、たとえ節儉によって人民の余力を得たとしても、それが開化事業の費用へと振り向けられるためには、人民

の開化への意識づけも行う必要があった。同じ明治九年、第四大区においても大区会が開かれていたが、そこでは第七大区会同様、旧費用節減の徹底が議論されたほか、「散髪」が議題に上っていた。³³「散髪」は当時、開化を体現するものとして注目されていたが、「小学ノ男生徒ヲシテ悉ク散髪セシムルノ議」（第四大区扱所司計・稲葉求提出）では、「衛生窮理学ノ開進セル文明各国」においては頭髪の身体保護の効果、すなわち「寒暑ヲ防禦シ、光線ヲ遮蔽シ塵埃ヲ避退スル」効果、そして「造物者ノ賜」たる身体をみだりに「毀傷スベカラザル」ことを理解して「人々髪ヲ存シ帽ヲ戴キ常ニ頭脳神經ノアル処ヲ注意擁護」している。しかし日本では「故ラ二天頂ヲ禿シ、ソノ鬢髪ヲ脳後ニ縮シ、一種野蛮ノ風俗」をなしている。これは「中古武將握権ノ日ニ行ハレ、遂ニ闔国數百年ノ習俗」となったが、王政復古を迎えて天皇以下はみな「蓄髪ノ俗」に移っており、人民一般もこれにならない「削髪ノ俗」を脱すべきである。「農商ノ父老」においてこの散髪を受け容れないのは「其健康ヲ損害スルノ理ト、風俗ノ純一ナラザルベカラザルノ儀トヲ知ラザル」ためである。そこでまず学校教員・学区取締に依頼して「在校ノ男生徒ヲシテ悉ク散髪セシメ、苟モ字ヲ知り物ヲ学ビ社会上ノ福祉ヲ占ムルモノ皆能如斯ナルベシト云ノ意ヲ示サバ、必区内散髪一様ノ風俗ヲナスニ至ランカ」。そうなれば「上ハ朝旨ノアルトコロニ副ヒ、下ハ衆庶ノ健全ヲ保スルニ至ラン」と。

稲葉は、欧米諸国の風俗を「文明」、日本の風俗を「野蛮」と明確な対比を用いたうえで、すでに「上」が散髪に舵を切ったことをうけて、「下」もまたその方針に沿って、身体保護すなわち健康保全を達成することを求めている。この種の論法自体はありふれたものだが、興味深いのは、彼が「父老」の開化は困難であると認めて、散髪の対象を小学校男生徒に限定したことである。そもそも小学校が開化をすすめる場として位置づけられてきたことから、そこに散髪を持ち込んだものとみられるが、同時に若い生徒たちの方が、従来の習俗に馴染んだ大人よりも開化に適応しやすい存在とみられていたことが窺える。この議案には小学校男生徒にかぎらず各町村用掛、学校事務掛も散髪させてはどうかという意見（朝生伝四郎、重城伊三郎）と、「散髪ハ開化歩ヲ進ムルニ從テ、令セザルモ自ラ行ハル、モノアラン」というように

開化にしたがって自然に散髪が広まるのを待つ意見（齋藤仁平）が呈されたが、三〇名中賛成二一名により原案が可決された。実は同大区会では「男子老若ノ別ナク一般斬髪ヲ勸ムルノ議案」（片岡権蔵・十小区議員）も提出されたが、こちらにはあえなく否決されている。反対意見によれば、散髪する趣旨は良いが「實際行ハレ難ガタキモノアラン」とし、人々の「漸次進歩」を待つて行われるべきであるという（飯尾憲）。彼らは人民が開化を実生活のなかで実感し自覚することを求めて「散髪」の普及を図ろうとしたが、小学校男子生徒に限定された適用が示すように、長く従来の習俗に親しんできた人々に対して開化を迫ることの困難も、彼らは実感していたのである。

（五）小括と考察

千葉県庁が推進した出費の啓蒙は、旧来の習俗とそれに関わる費用を「野蛮」と位置づけることによって、「開化」の諸事業・費用供出を正統化するものだった。こうした手法は千葉県庁に特有のものではない。たとえば、中島信行（神奈川県令）は明治七年の県庁達において人民が「地芝居手躍」に「多分之冗費」をかけながら学校費負担を厭ひ「苦情」を申し立てる傾向を「心得違」と説論している。また、熊谷県では大区会の決議事項として、もし「旧歴〔曆〕節句杯卜相唱、雛祭等致候」場合には「科料金」を取り立ててこれを学校費用に充てるとしている。このように、県官・区戸長には野蛮と文明の対比を念頭に、旧費用節減分や罰金を不足しがちな新費用に充てて正統化する考えが広まっていたものとみられる。こうしたなかで開化推進の利器として議会が注目を集め、同時にその運営の難しさも意識された。そのため、議員たちが小区会・町村会への期待を表明する一方で、彼らが実際に合意した方策は、法令規則書の読み聞かせであり、読み仮名と左訓を付すことであった。

開化推進の前提となるのは、法令の正確な伝達であったが、それは容易ではなかった。藤村紫朗（山梨県権令）らは明治六年六月、大隈重信（参議兼大蔵省事務総裁）宛意見書において「維新以来ノ布告ヲ知ラザル者十ガ八九ニ居ル、夫此

ノ如クニシテ上意何ヲ以テ貫徹セン」と法令伝達の困難を説き、膨大な法令に対して木版印刷では追いつかないことから活版印刷へ切り替え、活字には「懇々傍訓ヲ加」えるよう進言している。⁽³⁶⁾ 柴原もまた明治六年二月の県庁達において区戸長たちに次のように伝えている。⁽³⁷⁾ 政府・県庁の法令規則は戸長たちだけが「承り置」けばよいものではなく、「末々迄」速やかに達さなければならぬ。通達の不貫徹により人民のなかに「御趣意二悖り心得違ヒ致ス者」が現れてはならないので、戸長たちは一層注意するように、と。実際のところ、これが困難であったために、県議会では議員たちから読み聞かせや傍訓の提案がなされたのであり、膨大な法令を正確に速く伝えることは議員・区戸長たちにとって大きな課題であった。

法令伝達の工夫にとどまらず、公選議員たちが墓石の小規模化や冠婚葬祭費の節減、公平負担の追求など、政府・県庁の開化政策の理念・方法を受容し、様々な地域問題に応用したことは地方議会の一つの特徴といえる。それと同時に、地方議会は彼ら議員にとって習俗に介入することの難しさを確認し合う場ともなっていた。県議会における法令伝達の議論や、大区会における告諭書・「条約書」の印刷配布案、そして「散髪」議案が物語るように、議員・区戸長たちは県庁の法令、議会の衆議・議決を活用した改革に取り組み、「組合規則」の取り組みのように、その限界点を近世法の再構築によって乗り越えようとさえしていた。しかし、県議会の「省費ノ議」や大区会の「散髪」議案の議論にみられたように、彼らは積極的に人民に働きかける必要性を認めながらも、変わらない習俗の姿を見つめ続けていた。

実際、その後も習俗への介入は試みられたものの、その変化は緩やかであった。たとえば、県庁から再三にわたって批判されていた五節句（明治五年の改暦の詔に伴い廃止が通達された）は、明治一三年の幹義郎（第七大区在住）の日記に継続的に現れている。すなわち、三月三日「此日、旧時ノ節句日ナルヲ以テ兒女等雛人形弄シテ相戯ル」、五月五日「此日、世間皆旧式ヲ執テ端午ノ祝ヲナス。依テ処々紙鳶（凧のこと）ノ声空ニ轟々タリ」、七月七日「殊ニ今日ハ節替リナル故ニ快晴スベシト思ヒシニ曇天ニシテ終日晴レス」と。⁽³⁸⁾ 明治一六年三月一日の日記には次のように綴られている。⁽³⁹⁾

旧例二三月三日ハ初生ノ女子ハ初ノ節句ト云ヒ、無稽言ヲナシ祝宴ヲ張ル、是レ実ニ旧弊ノ一ナリ。殊ニ国法既ニ五節句ヲ廢スル故ニ、余ハ其旨ヲ奉ジテ更ニ祝宴ヲ張ルノ意ナカリシガ、料ラザリキ今日諸親戚ヨリ兎戯ニ似タル雛人形ヲ送ラル、コト三箇、其他祝儀ノ目録ヲ投ゼルモノ二三アリ。目録ハ元ヨリ之レヲ返附スベシト雖、無用ノ雛人形ニ至テハ返ス能ハズ、止ムヲ得ズ之レヲ領収ス。嗚呼世俗ノ免レ難キ、實ニ如何ントモスル能ハズ、歎ゼザルベケンヤ。

彼自身は節句の法的廃止にしたがい祝宴とも贈答とも無縁であろうとしたが、親戚より目録と雛人形を贈られ、雛人形に至ってはやむを得ず受け取ったという。彼は免れ得ない「世俗」を歎いているが、彼を取り巻く多くの人々が——新暦への移行は受け容れながらも——依然として節句を祝っていたことが窺える。なお、明治二〇年に大分県へ史料探訪に赴いた久米邦武は、その八月二五日の日記に「是日、陰曆七夕ニテ、例ニ社宝ヲ攤ジテ衆ニ縦観ス」と記す^④。こちらは旧暦の七夕を祝っていたことが窺える。

このように、習俗が容易に変わらないものである以上、議会をつうじた働きかけもまた継続したものと考えられる。次節では、明治一三年の区町村会法によって制度化され、全国に普及した町村会について、寄せられた期待と実際の運営を検討する。

二. 町村会と文明開化

(一) 区町村会法の制定

明治一三年四月八日、区町村会法が制定された。町村会の全国的統一法規の嚆矢である。区町村会法案の第一条には「区町村会ハ寄合相談ノ如キ従来ノ慣行ニ従フトモ、又ハ新タニ其規則ヲ設クルトモ其区町村ノ適宜ニ任ズ。其規則ヲ設クルモノハ府知事県令之ヲ裁定ス」とあったが、第二回地方官会議における修正を経て実際の法文では「区町村会ハ其区

町村ノ公共ニ関スル事件及ビ其経費ノ支出徴収方法ヲ議定ス」と改められた。

地方官会議において焦点となったのは、旧来の寄合を区町村会として認めるか否かであった。渡辺千秋（鹿児島県大書記官）は寄合であれば町村内すべてのことを議論できるとし、「一条二条ト云フ如キ厳正ノ規則」では「大抵学問ナキモノ」が行う話し合いには適さないとした。⁽⁴¹⁾これに対し、関口隆吉（山口県令）は寄合について「村内ノ弱者ハ往々強者ノ為メニ圧抑ヲ蒙」る弊害があり、意に沿わない費用を負担させられることになるうえ、「其会タルヤ多ク飲食ヲ先ニシ、遊戯ノ催シヲ相談スル事モアリ」、町村会ではこうした「悪弊」を除去しなければならぬとした。⁽⁴²⁾また、三島通庸（山形県令）も寄合では「何事ヲ議スルモノナルヤ分明ナラズ」、「単ニ飲食ヲ貪ルガ為メニ会スル等」の弊害があるため、その議権を明確にする必要があると説いた。⁽⁴³⁾このように、寄合は簡便で柔軟な運営が可能という利点が認められる反面、一部有力者の恣意的な運営に陥る問題や、飲食会と化して費用膨張を招く傾向が問題視されていた。また、松田道之（東京府知事）はもし寄合を町村会と認めて法定すれば、寄合で決めた費用を人民が負担しなかった場合、公売処分にかげられることになるため、「芝居入費」「祭り入費」の不納によって公売処分となる事態は避けるべきであるとし、「町村会ハ一町一村公共ノ事ヲ議スルモノニテ、地藏祭ヤ芝居ノ費用ヲ議スルニアラズ」と断言した。⁽⁴⁴⁾換言すれば、寄合で決める費用負担には芝居・祭りにかかる費用が含まれており、前出の飲食費も含めて、地方官たちがこれまで「冗費」として節減を求めてきた費用が町村会によって法的に正統化・承認され、人民から強制徴収されることは、多くの地方官にとって受け入れがたい事態であった。

ところで、区町村会法第一条の「区町村会ハ其区町村ノ公共ニ関スル事件及ビ其経費ノ支出徴収方法ヲ議定ス」はどこからやってきたのか。地方官会議席上で、三島はすでに山形県では町村会規則を内務省へ届けたうえで実施していると述べ、今村和郎（内閣委員）は町村会規則については堺県以外の各府県がすでに内務省の認可を受けていると説明している。⁽⁴⁵⁾三島、今村のいう通り、区町村会法制定以前に各府県の判断で町村会規則が取りまとめられ、内務省の認可をうけて

実施されていた。たとえば、明治十一年一月二日、内海忠勝（長崎県令）は町村会規則制定につき内務省に伺っている。⁽⁴⁸⁾長崎県庁では、町村会議目について議決後戸長の専権により執行できるものと、県令の認可を経て執行すべきものを具体的に列挙していたが、内務省ではこれらを削って次の二条を入れるよう指示した。

第二条 町村会ハ町村ノ協議ヲ以テ施行スベキ事件及其費用支出ノ方法ヲ議定ス。

第三条 凡議會ニ於テ議決セシ事件ハ、戸長ヨリ区郡長ヲ經、県令ニ報告スル者トス。若戸長其決議ヲ認可スベカラズト思慮スルトキハ、郡区長ヲ經テ県令ノ指揮ヲ乞フベシ。

議目を列記式から概括式にかえたうえで、決議事項はすべて県令に報告するものとし、もし戸長が決議事項のうち認可するべきではないと判断した場合には県令の指揮を仰ぐこととしている。このほか、長崎県庁では町村会への建議について議員以外にも町村居住者一般に認める規程を設けていたが、内務省はこれを削っている（第九条）。あるいは選挙規則において、他町村在籍者でも地租五円以上を納める者に選挙権を認める規程についても、内務省は削除した。これらの修正指示から、内務省は町村会の議権を大まかに限定しつつ、町村内で完結する制度を構築しようとしていたものとみられる。内務省の町村会規則に対する方針が表沙汰になったのは、明治十二年六月二〇日付『郵便報知新聞』「府下雑報」欄においてであった。これは、滋賀県庁が内務卿の認可を受ける前に町村会規則を施行してしまったため、内務省が省内で保持していた「内規」を滋賀県庁へ送り、事後的な修正を求めたことによる。同欄ではこの「内規」を以下の通り掲載している。⁽⁴⁹⁾

町村会ハ専ラ協議費及協議費ヲ以テ興ス所ノ事業、又ハ町村共有物取扱及町村金穀貸借等ノ事ヲ協議スルノ性質トス。○町村会議ノ法律ヲ犯ス等ノ事アルトキハ郡長又ハ戸長ハ中止ノ権アリ。府知事県令ハ閉会又ハ解散ノ権アルベシ。○戸長ヲシテ議長タラシムルハ紛議ノ基タルベキニ就キ不都合ト心得ベシ。○議長議員ハ俸給ナキモノトスベシ。書記ノ俸給ハ会議ノ決ニ任スベシ。○町村会議ノ議決ハ議長ヨリ戸長郡長ヲ經テ、府知事県令ハ其国法ニ触ル者

権限ヲ踰ル者及他一般行政上ニ障碍アル者ヲ取消ス事ヲ得ベシ。其他県令郡長共ニ干渉ヲ要セズ。○町村会ノ議決ハ戸長認可ノ権アルモノトス。若シ戸長ニ於テ認可セザルトキハ郡長ヲ經テ府知事県令ノ決ヲ仰グベシ。聯合町村会亦之ニ准ズベシ。

議会運営にかかわる権限を規定したもので、議権については区町村会法の規定とほぼ重なる。つまり、三島らが求めていた議権の明確化は、「内規」に即してつくられた町村規則の継続を意味していたのである。では、こうして寄合と區別された町村会は、地方費負担についてどのような運営がなされたのだろうか。

(二) 町村会の議論

長崎県西彼杵郡川内村・横瀬村の「村会談」(明治一六年三月)によれば、両村は「節儉法」と題された以下の内容を取りまとめている。⁵⁰⁾

節儉法

説明者云、方今人民一戸ノ責ニ係ル金員ヲ挙ルニ田畠租ナリ、其租ニ掛ル地方税ナリ、戸別割ナリ、学校費ナリ、協議費ナリ、村会教育会費ナリ、衛生費ナリ、其他臨時賦課スル金ナシトセズ。況ヤ向明治十八年ニ至リ米価平均直必増加スル知ル可シ。此勢ヒニ臨ム、人民ニシテ予メ其備ナキトキハ、恰モ石ヲ懐キ淵ニ陥ルガ如シ。恐レ慎マザル可ラズ。余甚此ヲ憂ヒ千古ノ慣習ヲ破リ断然節儉法ヲ設ケ、無用ノ冗費ヲ省キ有用ノ貢金ニ充ルガ為メ、左ニ其件々ヲ記シ、各議員ノ公議輿論ヲ經テ後チ之ヲ部内人民ニ履行セシム。

両村の議員たちは、人民はすでに様々な費用を負担しているうえ、明治一八年には地価の見直しが予定されていることから(明治一三年五月二〇日、太政官第二五号布告)⁵¹⁾、近い将来の実質的な増費を見据えた「節儉法」の必要性を認めている。その具体策は以下の通りである。「埋葬礼式」では葬式の費用を上中下の三等に分ち、上等は「米二俵、酒壺

挺」、中等は「米壹俵、酒壹斗五升」、下等は「米一斗、酒三升」とする。「衣服制限」では従来所有の分を除き、「四民総テ綿服ニ限ル」こととする。「年中可行儀式」では、年中行事のうち、正月、七月盆会、九月供日、春祝は従来通り行うこととする一方、「年中可廢儀式」では、餅搗（正月、三月三日、一〇月亥の日）、粽製造（五月五日）、茶吞団子餅饅頭（両彼岸）、「病中目覚シ団子餅饅頭」「正月鬼火焚」「鬼豆打」「モグラ打」「七夕祭り」などの行事・飲食を廃し、祭りの日数減、丹納郷大神宮の角力を「堅禁」ずる。このように、村会は年中行事・冠婚葬祭といった習俗への介入により「無用ノ冗費」を削減し、避けがたい公費負担に耐え、貧窮を回避しようとしていた。それは前節にみた府県・区レベルの議論を継ぐものであるとともに、地域経済の逼迫に伴い、町村会をあげてすすめるべき施策となったものといえる。後述するように、両村では旧大村藩領時代から寄合を開いており、藩の通達をうけながら衣食住の節儉について話し合ってきた。もともと従来の年中行事、祭事に大幅な削減、制限を課したことは大きな変化といえる。それでも正月、七月盆会、九月供日、春祝を従来通り残すこととしたように、習俗の存廃は選択的であった。したがって、この村会は寄合的性格を保ちながら、府県議会・区会のような「文明開化」的介入を受容しただけでなく、地域の事情をふまえて現実的な方法を模索する場になっていたといえる。次項では、この事例をふまえて、長崎県域における町村会の役割を俯瞰的に検討する。

(二) 町村会の役割

ここでは、長崎県庁が各郡区町村の報告を取りまとめた「制度取調条件」²⁶⁾（政府による調査項目に沿って各区郡役所が地方の実情を調査した報告書）から区町村会に関する報告を検討し、町村会の果たした役割について明らかにする。本史料が作成されたのは、未曾有の不景気に陥った明治一八年当時、制度取調局が地方の実情を探るため、各府県庁に対して調査報告を命じたことによる。各府県庁は各郡区役所に命じて調査報告を上げさせており、とくに町村会についてはその実際について詳細な調査項目が立てられている。当時の町村会運営について行われた実態調査のなかでは質量ともに豊富

なものだが、この調査史料は政府公文書には遺されておらず、各府県庁文書の中で残存しているものもごく一部である。そのため、長崎県庁の保管分にもとづき分析を試みることにする。各報告の内容は以下の通りである。

長崎区では、維新以前に寄合などはなかった。有権者のうち「自ら進テ投票ヲナスモノ、如キハ甚ダ少ク、殆ド之ヲ度外ニ措クノ輩多キ」ために選挙会を開く際には「数日前投票用紙ヲ配付シ、或ハ一般ニ論達シ、或ハ町務係ニ命ジテ投票ヲ取纏メシムル等、種々注意ノ手段ヲ施シ而後漸クノ事ニテ取纏ヲ為ス事多ク」、投票についても規則通り行われず「廃票ニ属スルモノ毎度尠シトセズ」。ただ、最近は人民も「稍投票ノ何物タルヲ解シ」て自らすすんで投票する者が増えてくる。区会開設により「多少政務上ノ事情ヲシテ下民ニ貫通セシムル」ために、「妄ニ上意ニ背クノ弊ヲ矯メ以テ事業ノ信認ヲ得ル等ノ益」が認められるが、その一方で「妄ニ政務上ニ立チ入ラン事ヲ企テ、抗議論弁ヲ事トシ、為メニ施政ノ進捗ヲ渋滞セシムル等ノ失アリ」。後者は「畢竟議会ノ通弊ナレバ、法ヲ設ケテ之ヲ予防スルニ如カズ」。

西彼杵郡のうち、旧大村藩領の村々では「上意ヲ遵守シ、文武奨励ノ事及ビ物貨職工ノ賃価ヲ一定ナラシメ、且ツ人民貢租ノ怠慢ヲ戒メ、衣食住ノ冗費ヲ節スル等ノ件ヲ議定ス」。旧深堀領（鍋島藩飛地）の村々では「公役金、村入費、上納取立法及ビ漁業取締等ノ事及村内居民不品行ノ者アルトキ之ガ処分ヲ為ス事ヲ議定ス」。旧幕領の村々では「民間ノ諸係り賦課ノ事ヲ議定ス」。選挙では「各自進テ投票スルト雖ドモ、間々又官ノ督促ヲ要スルモノナキニアラズ」。区町村会開設により「一村公共ノ費用ヲ議定セシムルハ、人民ノ疑訝ヲ減ジ苦情ヲ防グ等ノ点ニ於テ頗ル行政上便宜アルヲ見ルナリ」。なお、前出の川内村・横瀬村は旧大村藩領である。

東彼杵郡では、維新以前には概ね各町村にて会議が開かれていた。その慣例は各町村で異なるところがあるが、毎年一、二回開催し、「町村内堤防及道路修繕等ノ事及風俗ヲ矯正スル事、衣食住節儉ノ事、其他葬儀又物価賃金等ノ事」を議定していた。町村会は「方今金融ノ閉塞、一般不景氣ノ際ナルヲ以テ議員ハ兎角減額説ヲ唱フルニ至ル」。ただ、創設以来数年が経過し、人民も議事に「慣熟シ、漸次進捗ノ勢」である。

北高来郡では、維新以前は「村寄り」「町寄り」と称する年二度の寄合が開かれており、臨時の寄合もあった。同会ではある者は「富裕」の立場から「其意見ヲ張」り、またある者は「貧弱」の立場から「其意見ヲ減殺」する状況にあった。区町村会開設時は「旧来ノ相談会ニ拘泥」していたが、区町村会法改正後は「稍々其体裁ヲナシ」、現在は「頗ル整理ニ赴ケリ」。投票も次第に自ら為す者が増えて現在では督促を受けなければ投票しない者は「十中ノ一二」まで減じた。町村会開設以前は「町村費ノ収支等総テ戸長ノ処分ニ属スルヲ以テ、動モスレバ人民其遣払ニ疑惑ヲ生ジ、往々紛雜ヲ醸セシ弊害少カラズ」であったが、町村会開設以降は「収支決算一ニ会議ノ評決ニ出ヅルヲ以テ、自カラ其疑惑ヲ生ズル如キノ患ヒナキ」状況となった。また、以前は「其村費ト称スルモノ、中、或ハ雨乞ヒ浮立（六七月ノ比、寺院或ハ神社等ニ集合シ昼夜鐘鼓ヲ鳴ラシ、放縦飲食スルコトアリ）ト称シ、其飲食費ヲ村内一般ニ賦課シ事業（水利土功等ヲ云フ）ニ属スル費途ト混同錯雜シ、為メニ多少ノ民費ヲ増加スル弊害少カラザリシガ」、町村会開設以降はこうした費目は村費に掲出できなくなったため、「漸次濫費ノ弊ヲ防ギ、現今ニ至リテハ一村ノ公益事業ニ係ル費用ノ緊要ナルヲ感覺セシ状況」となり行政上の便益が認められる。

南高来郡では、維新以前には町村相談会の類いはない。区町村会開設当初は「議員ヲ撰挙スルニ一概ニ富有者ヲ投票スルノ風」があり、議員は議会運営に不慣れであったため、「常ニ規則ニ勾束セラレ充分意見ヲ陳ズル事能ハザルモノ多カリシナリ」。ただ、年月を経るにしたがい「漸ク議員其人ヲ得、随テ議事モ亦審密討究シ、公議善ク尽ス所アルニ至ルニヨリ、大ニ人民ノ望属ヲ得タルガ如シ」。ゆえに町村会は「逐年盛ニ趣クノ勢」にある。本郡では以前より相談会の設けがなく「諸事不協和」に陥っていたが、町村会設置後は「教育勸業衛生等ノ事件、最モ其便ヲ覚フルニ至ル」。

北松浦郡では、維新以前には「組寄」と称する集会があった。ただ、「会議ノ体」をなすものではなく、事件のあるごとくに開くもので、会費もかからず、期日も決まっていなかった。「組寄」の評決は「村老」（指頭・組頭・五人頭など）に委ねられ、「少壮ノ輩」は容喙することも不平を唱えることもなかった。「組寄」には村内各戸より一名ずつ出席し、そこ

で議定する事項は官庁の触示、賦役、道路堤防社寺の修繕、祭事祈禱などにかかる「村内負担の費用」だった。評決を左右するのは「貧富ニアラズシテ名望」ある者だったが、「名望ヲ有スルモノニシテ貧困ナルモノハ極メテ稀」であった。当時にあつては「人善ク村老ヲ尊ビ心服シテ疑ハザルノ風」があつた。区町村会開設により「議事ノ体面上」は整頓されたが、議事に慣れて「珍奇ノ思ヒ」がなくなり「世上民権論者ノ消滅」も相俟つて「創立ノ初メニ比スレバ頗ル耳目ヲ傾ケザルノ風」が生じている。選挙においては「県會議員ヲ投票スルニ比スレバ、稍自ラ進ムノ勢」がみられるものの、投票の多寡は「戸長其他ノ注意如何」に依つてゐる。投票しない者は「過半」であるうえ、むしろ「漸次増加」の傾向にある。当選辞退者は少なく、さらに減少する傾向にある。区町村会は急速施行を要する場合に「時機ヲ遷延スルノ不便」はあるものの、「行政ノ大体」において有益とする。すなわち、「人民ヲシテ多少参政ノ權アラシムルヲ以テ、縦令事業ノ自己ニ快ラザルモノアル事アルモ、議會ノ決議ニ対シ猥リニ不平ヲ唱フル事能ハザルノ情アルニヨリ、自然官民調和ノ一機トナル事アル」という。

南松浦郡では、維新以前には「村寄合」「郷寄合」と称する会合があり、出席者は町村郷の組頭と「老年者」であつた。話し合う内容は神仏祭事、蔵元指定の納金、道路溜池用悪水路の修繕などである。投票を進んでする者は少なく、多くは「官ヨリ催促」をうけて投票する者である。町村会は町村費収支を容易にする便益が認められる。

壱岐石田郡では、維新以前に相談会・寄合などはなかつた。区町村会開設当初は「冗論紛議頗ル日子ヲ費スノミナラズ、費用増高シテ為ニ民苦ヲ唱フル者アラシムルニ至レリ」。区町村会法改正により議員数・会期の制限を立てられたことで、議員数「殆ト三分ノ二ヲ減」じたため、「議事速ニシテ稍着実ノ結果ヲ得ル」状況となつた。会議日当の廃止は「頗ル良法」である。投票では自ら進んで行う者は稀で「過半ハ官ヨリ督促スルニアラザレバ投票ヲ為サルノ有様」である。区町村会開設以前は「町村ノ支弁ニ関スル事ハ多ク無規則ナル相談会ニ附スル方ナルヲ以テ、徒ラニ時日ヲ空費スノミナラズ、往々一二者ノ不同意アルガ為メ終ニ其事業ヲ果ス能ザルノ場合」があつたが、同会開設後は「此等ノ不便ヲ

感ズル事少ク、又村費ノ賦課徴収ニ際シ彼是異論ヲ鳴シテ紛議ヲ醸スノモノアル事ナキニ至レリ」。

厳原支庁では、維新以前には「村寄合」と称して士民ともに議することがあったが「慣例ト目スベキモノナシ」。出席者は郷土と農民で、話し合う内容は土木起工、神社仏閣の造営など「村内一般ニ関スル事件」である。発言力をもつのは「家柄」のよい者だった。町村会については、いまだ「会議ノ体」をなしていないものが多く、投票も「常ニ投票ヲ為サルモノ多ク、動スレバ撰挙ノ支障アルニ至ル」。しかも投票者数は「却テ漸次減少スルノ勢」にある。区町村会の効用については、出納管理の厳密化に「民益」を認めるものの、「議事進歩セズ、枢要ノ事件ヲ視テ却テ之ヲ不用ト為シ、只管節費ヲ計リ、為メニ利害思考ノ反対ニ出ヅルモノナキニアラズ」。それでも戸長が「之ヲ退ケ若シ民情ヲ激昂セシムルトキハ、万般ノ事却テ渋滞ヲ来スノ恐レアルヲ以テ、終ニ忍テ上下ヲ弥縫スルニ至ル」。ゆえに「寧口専裁断行ノ法郡内ニ適當スルト雖ドモ、然レドモ此ノ事タル、理事者即チ戸長其人ヲ得ルニアラザレバ至当ノ行アルヲ望ムベカラズ」。ゆえに区町村会については「行政上便否相半スルモノト云フベシ」と。

以上をまとめると。県内には寄合の旧慣のある地域（六郡支庁）とない地域（三区郡）があり、寄合では、土木費や貢納のほか、官令伝達、祭事祈祷、衣食住節儉、風俗矯正などについて話し合われ、この点では町村会の機能と重なるところがある。一方で、町村会の効果とされるのは、事業内容や費用負担についての疑惑解消・信認（長崎区・西彼杵郡・北高来郡）、衆議決定の尊重による異論抑制（北松浦郡、壱岐石田郡）、飲食費等不掲出による濫費予防（北高来郡）である。議員については当初議事に不慣れであったところ、徐々に慣れてきたことが報告されているが、同時に町村会の弊害として報告されるのは議員が政務に干渉したり（長崎区）、諸事業の費用まで削減する傾向を示したり（東彼杵郡・厳原支庁）と、議員の見識にかかわる問題であった。

なお、本史料にみられるのは町村会の費用削減志向のみだが、費用拡大志向もまた各地で問題化していた。たとえば、明治一九年の福島県令意見書では、従来の町村会の問題として「徒ニ減額アラシムル」場合と並んで、これとは反対の

「冗費忘用ノ弊」をも指摘する。⁵³すなわち議員たちが「新奇ヲ好ムニ流レ、知ラズ識ラズ民度進運ノ傾向ニ依テ民力耐ハザルヲ慮カルニ至ラザルノ景況ナキ能ハズ。又町村会議員タルモノ多ク町村ノ富裕者ニシテ自力ノ耐ユル思想ヨリ貧民ノ耐否ヲ斟ルノ度量ニ乏キハ自然ノ状態トス」と。富裕者である議員たちが開化の事業に関心を寄せ、自らの経済感覚にまかせて民力不相当の事業を興すことも物議のもとであった。

また、寄合の有無や町村会の効果如何にかかわらず、区町村会開設当初の投票に対する関心は概ね低く、その後関心が高まった地域もみられるが、北松浦郡のように町村会開設当初より関心が低下し、投票しない者が増えた地域もみられた。牧原憲夫は、一部の知識人、民権運動家の政治意識の高さとは対照的に、人民の多くは依然として統治者に対して良い政治を期待する「客分」の位置に落ち着いていたと説明した。⁵⁴ここでも政治的主体性のなさという習俗の根強さが確認される。

このように、町村会は開化の諸事業に必要な費用を承認し、施政の安定化にも一定の役割を果たしたが、寄合のあった地域ではその性格を引き継ぎつつも、全県域において新たな議事制度、多数決による衆議決定や公費と私費の区別などを備えた。本項の飲食費不掲出による濫費抑制が示すように、従来地域社会に根づいていた習俗に変革を迫るものであったといえる。ただし、前項の検討が示すように、その変革は新政府・地方官の施策の単なる継承にとどまらず、地域の事情をふまえた現実的選択を伴っていたのである。

おわりに

新政府・地方官の開化事業と習俗への介入は、区戸長・議員たちによって受容され、地域的事情をふまえながら様々な地域問題に応用された。その受容と応用を支えたのが地方議会であった。木更津・千葉県では、地方官が新政府の政策方

針をうけて開化事業の展開を図り、その障害となり得る習俗の矯正を求めるとともに、それによって生じる人民の余力を開化事業へと転用しようとしていた。そして、その實際施行を可能にするために地方議會を活用しようとした。区戸長・議員たちは地方官の施政方針をうけて開化事業の展開と習俗への介入について具体的に議論したが、とくに習俗への介入について、彼らはそれが開化事業費の捻出を図るものでもあることを理解し、墓石の小規模化や諸祭祀廃止、冠婚葬祭の見直しによる費用節減を提案した。また、公費負担の公平化や地方議會の活用（小区会・町村会の提案）、法令の読み聞かせや傍訓など、新政府・県庁の施策から得た理念や方法を随所に活用した。こうしてみると、地方議會は上意下達を貫徹するための場となり、いわゆる「上からの改革」を支える側面を有するものだったといえる。

しかし、その一方で、地方議會は習俗の根深さを再確認し、無謀あるいは逆効果の「上からの改革」を押しとどめる役割も果たしていた。県議會では「孝」を尊重し、神社・神官の存続を図り、人づきあいの「義理」「面目」の問題を懸念するなど、これまで地域社会で培われてきた価値観との調和や摩擦に注目が集まっており、それぞれ改革案の却下や見直しにつながっている。

こうした地方議會の二面性は、大区会においても明瞭に表れた。県庁は継続的に習俗矯正を説論し続け、伍組の再興により節儉の徹底さえ目指した。区戸長・議員たちもこれに呼応したが、大区会の議論が示すように、彼らは大多数の人々が習俗を保とうとする様を確認し、習俗矯正が実際には困難であることを認めていた。散髪をめぐる議論は、区戸長・議員たちが文明開化へのアクセルとブレーキを同時に踏む様をよく映し出している。

そして、近世法の再構築とともに、地方費の確保を期待されたのが町村会であった。地方官會議の議論が示すように、地方官たちは町村会の法制化を歓迎しつつも、寄合的性格の継承による習俗と「冗費」の継続を懸念し、町村会と寄合との接続を絶とうとした。しかし実際には、長崎県の事例にみたように、町村会は町村運営に議事制度、多数決による衆議決定、公費・私費の区別を組み込み、開化事業を支える役割を担うだけでなく、寄合的性格を土台に習俗・費用の見直し

を行う場としても機能しており、地方財政の逼迫を背景に節儉・開化への取り組みがすすめられた。そのため、習俗・費用の見直しをめぐっては、町村会議員たちが地域の事情を勘案して現実的・選択的な実施を試みることとなった。

区戸長・議員たちの視点からみれば、彼らは開化事業の担い手として振る舞う一方で、近世以来の習俗をよく知る者として、外部の強制力に頼った習俗への介入に限界があることを認め、その議論・活動をつうじて実際の施策に影響を与える存在であった。彼らは開化事業にもとづいて習俗の問題点を認める立場をとったが、同時に習俗にもとづいて開化事業の問題点を認めてもいたのである。

以上のように、新政府、地方官による習俗矯正の推進は、その担い手となる区戸長・議員たちによってその理念と方法が受容されたが、それによってむしろ現実的課題、方法的限界が浮かび上がり、彼らによって地域の実情に即した実施方法が模索されるようになった。この模索は府県会・区会・町村会と段階的に継承され、継続的に行われた。区戸長・議員たちは多彩な地域問題への応用をみせながらも、習俗を矯正することの困難に直面し、急進的な改革の限界と継続的な取り組みの必要性を実感していた。そして、こうした議論と実践の積み重ねが、習俗における「文明開化」的変革と旧慣継承の二面性を形づくる一因であったといえる。

註

- (1) チャールズ・A・ロングフェロー著、山田久美子訳『ロングフェロー日本滞在記』（平凡社、二〇〇四年）、一七八頁。
- (2) エリザ・R・シドモア著、外崎克久訳『シドモア日本紀行』（講談社、二〇〇二年）、八九頁。
- (3) 同右、九〇～九三頁。
- (4) 羽賀祥二『明治維新と宗教』（筑摩書房、一九九四年）、高木博志『近代天皇制の文化史的研究』（校倉書房、一九九七年）、阪本是丸『近世・近代神道論考』（弘文堂、二〇〇七年）。
- (5) 桂島宣弘は、金光教の場合、新政府の「文明開化」的

- 介入に対して、教義・祈祷形式・組織などの整序をすすめることにより、自衛に努めていたと指摘する（幕末民衆思想の研究』文理閣、二〇〇五年、第五、第六章）。
- (6) 羽賀前掲書、小川原正道『大教院の研究』（慶應義塾大学出版会、二〇〇四年）、谷川穰『明治前期の教育・教化・仏教』（思文閣出版、二〇〇八年）。
- (7) 安丸良夫『神々の明治維新』岩波書店、一七四～一七五頁。
- (8) 同右、一七八頁。
- (9) 宮地正人『幕末維新変革史』下巻（岩波書店、二〇一二年）、二七八～二八〇頁。
- (10) 安丸前掲書、一七九頁。
- (11) 松沢裕作『明治地方自治体制の起源』（東京大学出版会、二〇〇九年）、第一章。
- (12) 池田勇太『維新変革と儒教的理想主義』（山川出版社、二〇一三年）、第三章。
- (13) 渡辺隆喜『明治国家形成と地方自治』（吉川弘文館、二〇〇一年）、三三頁。
- (14) 藤田武夫『日本地方財政制度の成立』（岩波書店、一九四一年）、九四～一〇四頁。
- (15) 千葉県における地方議会の運営については、拙著『立法と事務の明治維新』第七・八章（東京大学出版会、二〇一七年）において、開化事業（警察・教育事務）をめぐる議論と施策との関係を明らかにしている。
- (16) 明治五年七月、木更津県庁達（国立公文書館所蔵「府県史料」木更津県歴史、明治四一六年）。
- (17) 前掲「府県史料」木更津県歴史、明治四一六年。以下、これによる。
- (18) 鈴木淳『町火消たちの近代』吉川弘文館、一九九九年。
- (19) 国立公文書館所蔵「公文録」明治一〇年・第一二二卷・明治一〇年一月～二月・府県伺附録、第一号文書。
- (20) 明治六年三月七日、藤村紫朗「山梨県職制」告諭書（前掲「府県史料」山梨県史料・制度部・職制一（明治元一～一三年））。
- (21) 明治六年二月四日、柴原和「府県寮ヲ被置候議」（国立公文書館所蔵「第四類上書建白書」、「諸建白書」明治六年四月～明治六年一二月、第二四号文書）。
- (22) 前掲「府県史料」木更津県歴史、明治四一六年。以下、これによる。
- (23) 我部政男ほか編『明治前期地方官会議史料集成』第一期・第五卷、柏書房、一九九六年、九六頁。
- (24) 千葉県立中央図書館所蔵「千葉県日誌附録議事場日誌」。以下、県議会における議案・議員発言はこれによる。
- (25) 『法令全書』明治六年、内閣官報局、一八八九年、六四頁。
- (26) 「公文録」明治六年・第一一三卷・明治六年二月・大蔵省伺（三三）、第四号文書。
- (27) 「公文録」明治六年・第六〇卷・明治六年一月～四月・

教部省伺（一月・二月・三月・四月）、第四四号文書。

(28) 前掲『法令全書』明治六年、四〇二〜四〇三頁。

(29) 千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史』資料編・近現代一（千葉県、一九九六年）、一五一頁。

(30) 同右、一九二〜一九三頁。

(31) 同右、一五一頁。

(32) 同右、一六七〜一六八頁。

(33) 千葉県文書館所蔵「袖ヶ浦市奈良輪鳥飼家文書」才一五七「明治九年千葉県第四大区第二回会議日誌第四大区五小区扱所」。以下、これによる。

(34) 『東京都古文書集』第七卷、東京都教育庁社会教育部文化課、一九八九年、二三頁。

(35) 明治七年四月一四日、五小区副区長達（『田中千弥日記』吉田町教育委員会、一九六八年、一〇八頁）。

(36) 色川大吉ほか監修、牧原憲夫ほか編『明治建白書集成』第二卷、筑摩書房、一九九〇年、七三〜七四頁。

(37) 前掲「府県史料」木更津県歴史、明治四一六年。

(38) 茂原市立図書館古文書講座編『詠帰堂日記（上）』ある民権政治家の記録―〈茂原の古文書史料集第九集〉茂原市立図書館、二〇〇四年、四四、五三、六〇頁。

(39) 同右、一七〇頁。

(40) 久米美術館編『久米邦武関係文書』第一卷、吉川弘文館、一九九九年、二八一頁。

(41) 我部政男ほか編『明治前期地方官会議史料集成』第二

期・第五卷、柏書房、一九九七年、九七頁。

(42) 同右、九〇頁。

(43) 同右、九六頁。

(44) 同右、九八頁。

(45) 同右、一二二頁。

(46) 同右、八九頁。

(47) 同右、九三頁。

(48) 長崎歴史文化博物館所蔵「明治一二年自一月至一二月官省指令留庶務課」所収。

(49) 郵便報知新聞刊行会編『復刻版・郵便報知新聞』第十八卷、柏書房、一九八九年、一七八頁。なお、長崎県庁では『郵便報知新聞』掲載の「内規」を写し取り、県官の参観に供している（前掲「明治一二年自一月至一二月官省指令留庶務課」）。

(50) 長崎歴史文化博物館所蔵「村会談」明治一六年三月、川内村・横瀬村。

(51) 前掲『法令全書』明治一三年、八三頁。

(52) 長崎歴史文化博物館所蔵「制度取調条件」明治一八年。

(53) 福島県歴史資料館所蔵「郡役所建築修繕戸長役場経費／上京意見書」所収。

(54) 牧原憲夫『客分と国民のあいだ』吉川弘文館、一九九八年。

（お茶の水女子大学助教）

